

所得金額調整控除の記入のポイント

該当する要件に応じて記入方法が異なります。
ご確認の上、正しくご記入ください。



給与支払報告書 (個人別明細書)

支払を受ける者 倉敷市西中新田640番地	受給者番号 23456	氏名 倉敷 太郎
種類 給与 9,000,000	支払金額 7,000,000	所得控除の額の合計額 2,881,300
源泉徴収額 241,000		
社会保険料等の金額 1,221,300	生命保険料の控除額 120,000	地震保険料の控除額 50,000
住宅借入金等特別控除の額 40,000		
A または 2名以下 倉敷 一郎 (調整) 倉敷市笹川△△ 顔○○開発 退職年月日令和×年×月×日 支払額 1,452,300円 社保料 164,261円 源泉徴 30,400円 源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000円、控除外額 0円		
生命保険料の内訳 180,500	新生命保険料 168,985	旧生命保険料 11,515
介護医療保険料 38,127	国民年金 200,000	旧国民年金 120,000
住宅借入金等特別控除 40,000	居住開始年月日 3年9月7日	住宅借入金等特別控除 40,000
控除対象配偶者 倉敷 花子	氏名 倉敷 花子	基礎控除の額 24,000
個人番号 987654321098	区分 098	所得金額調整控除額 50,000

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
円 1,221,300	円 120,000	円 50,000	円 40,000
(摘要)			
倉敷 一郎 (調整)			
生命保険料の金額の内訳 101,500	新生命保険料 168,985	旧生命保険料 11,515	介護医療保険料 38,127
国民年金 200,000	旧国民年金 120,000	住宅借入金等特別控除 40,000	居住開始年月日 3年9月7日
住宅借入金等特別控除 40,000	居住開始年月日 3年9月7日	住宅借入金等特別控除 40,000	居住開始年月日 3年9月7日
控除対象配偶者 倉敷 花子	氏名 倉敷 花子	基礎控除の額 24,000	所得金額調整控除額 50,000
個人番号 987654321098	区分 098		

給与収入が850万円を超える場合で、所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除額欄に所得金額調整控除額を記載してください。

また、該当する要件に応じて、摘要欄に必要事項を記載してください。(下表参照)

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要 (※)
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名 (同配) 例) 倉敷 花子 (同配)
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名 (調整)
扶養親族が年齢23歳未満	例) 倉敷 一郎 (調整)

※「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付してください。

ただし、「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。